

31291	福岡	社会医療法人財団白十字会白十字病院	0.0694	0.0000
(略)				
31310	福岡	嶋田病院	0.1214	0.0000
(略)				
31334	福岡	公益社団法人日本海員掖済会門司掖済会病院	0.0548	0.0000
(略)				
31383	長崎	公立小浜温泉病院	0.0605	0.0000
(略)				
31423	大分	大分こども病院	0.0642	0.0000
(略)				
31435	大分	臼杵市医師会立コスモス病院	0.0695	0.0000
(略)				
31437	大分	杵築市立山香病院	0.0490	0.0000
(略)				
31440	大分	豊後大野市民病院	0.0821	0.0000
(略)				
31442	大分	国東市民病院	0.0741	0.0000
(略)				
31465	鹿児島	いまきいれ総合病院	0.0834	0.0000
(略)				
31509	沖縄	友愛医療センター	0.1132	0.0000
(略)				

31291	福岡	白十字病院	0.0694	0.0000
(略)				
31310	福岡	医療法人社団シマダ嶋田病院	0.1214	0.0000
(略)				
31334	福岡	一般社団法人日本海員掖済会門司掖済会病院	0.0548	0.0000
(略)				
31383	長崎	公立新小浜病院	0.0605	0.0000
(略)				
31423	大分	大分こども病院	0.0642	-0.1756
(略)				
31435	大分	臼杵市医師会立コスモス病院	0.0695	-0.0556
(略)				
31437	大分	杵築市立山香病院	0.0490	-0.0512
(略)				
31440	大分	豊後大野市民病院	0.0821	-0.0322
(略)				
31442	大分	国東市民病院	0.0741	-0.0146
(略)				
31465	鹿児島	今給黎総合病院	0.0834	0.0000
(略)				
31509	沖縄	社会医療法人友愛会豊見城中央病院	0.1132	0.0000
(略)				

○厚生労働省告示第百二十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十四 (略)	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十四 (略)